

府子本第 1212 号
令和 4 年 1 月 12 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」の一部改正について

平成 27 年 7 月 13 日付けで「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（府子本第 204 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（新旧対照表）

(下線部は変更点)

改正後	現行
府子本第 204 号 平成 27 年 7 月 13 日 第一次改正 府子本第 717 号 平成 28 年 10 月 31 日 第二次改正 府子本第 641 号 平成 30 年 6 月 29 日 第三次改正 府子本第 186 号 令和元年 6 月 25 日 第四次改正 府子本第 608 号 令和 2 年 5 月 25 日 第五次改正 府子本第 293 号 令和 3 年 4 月 1 日	府子本第 204 号 平成 27 年 7 月 13 日 第一次改正 府子本第 717 号 平成 28 年 10 月 31 日 第二次改正 府子本第 641 号 平成 30 年 6 月 29 日 第三次改正 府子本第 186 号 令和元年 6 月 25 日 第四次改正 府子本第 608 号 令和 2 年 5 月 25 日 第五次改正 府子本第 293 号 令和 3 年 4 月 1 日
<u>第六次改正 府子本第 1212 号</u> <u>令和 4 年 1 月 12 日</u>	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)	内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)
子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについ	子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについ

改正後	現行
<p>て</p> <p>標記については、次により、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第 1 創設及び改築</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付要綱別表 1 の 6 及び別表 3 の 6 に規定する「<u>待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備</u>」は、以下の要件を全て満たす整備とする。</p> <p>(1) 放課後児童クラブの創設又は既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であること。</p> <p>(2) 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。</p> <p>② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること。</p> <p><u>3. 交付要綱別表 1 の 6 及び別表 3 の 6 に規定する「放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため</u></p>	<p>て</p> <p>標記については、次により、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第 1 創設及び改築</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付要綱別表 1 の 6 及び別表 3 の 6 に規定する待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備は、以下の要件を全て満たす整備とする。</p> <p>(1) 放課後児童クラブの創設又は既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であること。</p> <p>(2) 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。</p> <p>② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること。</p> <p><u>3. 新規</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="297 279 1106 395"><u>の放課後児童クラブの整備」は、第1の2の「待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備」の要件を満たす整備とする。</u></p> <p data-bbox="271 403 1106 480"><u>4.</u> 病児保育事業を行うための施設（以下「病児保育施設」という。）を整備する場合 の留意事項</p> <p data-bbox="297 488 1106 644">病児保育事業を行うための施設であり、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「病児保育通知」という。）」に定める要件を満たすこと。</p> <p data-bbox="203 820 510 852">第2から第10 （略）</p>	<p data-bbox="1200 403 2036 480"><u>3.</u> 病児保育事業を行うための施設（以下「病児保育施設」という。）を整備する場合 の留意事項</p> <p data-bbox="1227 488 2036 644">病児保育事業を行うための施設であり、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「病児保育通知」という。）」に定める要件を満たすこと。</p> <p data-bbox="1133 820 1440 852">第2から第10 （略）</p>

改正後

現行

別紙様式1、別添様式2、別紙

(略)

(略)